

イベント開催時における輸送能力向上に係る方策

- ・一時的な移動需要の増加が見込まれるイベント開催時においては、タクシーの営業区域外運送制度や貸切バス及びタクシーによる一時的な乗合旅客運送制度が利用可能。
- ・4月から開始した日本版ライドシェアについても、イベント開催時において、使用可能時間帯及び車両数を拡大可能とする。

他地域のタクシーによる対応

①道路運送法第20条第2号に基づく、タクシーの営業区域外旅客運送制度

(地域公共交通会議又は協議会により協議が整った場合に、タクシーが地域や期間を限定した上で、区域外旅客運送が可能となる制度。)

⇒イベント対応時においても当該制度が利用可能である旨を明確化し利用を促進。

日本版ライドシェアによる輸送対応

②日本版ライドシェアの利用可能な時間帯等の拡大

⇒日本版ライドシェアが導入されている地域において、イベント主催者又は開催地周辺自治体から要請書[※]が提出された場合、下記の通り柔軟な運用を可能とする。

使用可能時間帯：一時的な需要の増加が見込まれる時間帯

使用可能車両数：要請書に記載されている不足車両数の範囲内

※要請書には、イベント名、開催日時・期間、開催場所、車両の不足が見込まれる時間帯、不足車両数及び他の交通機関との分担率を踏まえた合理的な算出根拠を記載する。

なお、当該イベントの開催に際して、交通規制が実施される場合においては、イベント主催者又は開催地周辺自治体が管轄の警察署と調整する際に、開催地周辺において日本版ライドシェアの活用が行われる旨もあわせて情報共有し知いただく。